

児童扶養手当

児童扶養手当は、離婚などの理由で父と生計を同じくしていない児童を養育する家庭に支給されます。

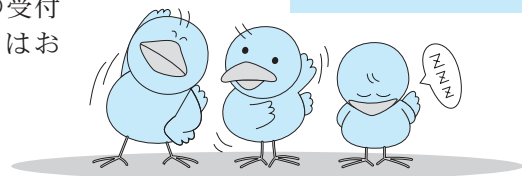
●児童扶養手当

手当の支給額は、受給者本人または生計を同じくする扶養義務者(受給者の父母など)の所得に応じて3つに区分されます。なお、この区分は毎年受給者から提出される「現況届」の審査状況で見直しがあります。

「全部支給」の人で支給対象児1人の場合、月額41,720円、「一部支給停止」の人で支給対象児1人の場合、所得に応じて月額41,710円～9,850円となります。支給対象児の2人目は月額5,000円加算、3人目以降は1人につき月額3,000円を加算します。

●認定請求の受付

子育て支援課窓口(西合志庁舎)で相談・請求の受付を行います。詳しくはお問い合わせください。



●現況届は忘れずに！

提出期限 **8月31日(月)**

児童扶養手当を受けている人は、受給資格要件の確認および支給額区分を決定するために、毎年8月1日現在の状況を記載した「現況届」を提出することになっています。この「現況届」の提出がなければ8月以降の手当の支給がなくなります。現況届の案内については、個別に通知します。また、現況届を2年間提出しないと手当の受給権がなくなります。忘れずに届出を行ってください。期間中にどうしても都合のつかない人はご連絡ください。

ひとり親家庭等医療費助成制度

市では、ひとり親家庭の生活安定と福祉の向上を図ることを目的として、ひとり親家庭(父子、母子家庭)等の医療費の一部を助成しています。

●助成対象者

- 次のすべてを満たす人が対象となります。
 - ・国民健康保険法の規定による被保険者または社会保険各法の規定による被保険者もしくは被扶養者
 - ・市内に住所を有する母子家庭の母もしくは父子家庭の父およびその者に扶養されている児童または父母のない児童
- ※所得制限があります。

※この制度では「母子家庭の母」「父子家庭の父」とは「配偶者のいない者であって、20歳未満の児童を扶養する者」、「児童」とは「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者」としています。

●助成額

助成対象者またはその保護者が一部負担金を支払った場合に支払額の3分の2に相当する額を助成します。

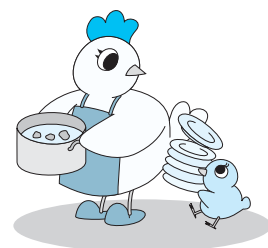
ただし、加入保険による付加給付等があるときは、その額を控除した額の3分の2に相当する額を助成します。

関係書類の提出が必要です！

毎年、8月1日時点の資格確認を行ないますので、個別に関係書類の提出を忘れずに行なってください。

(※該当者あてに個別に通知します。)

また、住所、氏名、加入保険、世帯の構成等に変更があれば変更届を提出していただく必要があります。子育て支援課まで、印鑑をご持参ください。



請求・手続きはお早めに！

問い合わせ先

子育て支援課(西合志庁舎)

☎(242)1159

後期高齢者医療保険料の決定通知を送ります

問い合わせ先 高齢者支援課(西合志庁舎) ☎242-1109

保険料の軽減措置が見直されました

保険料は、加入者全員が一律に負担する均等割額と、所得に応じて負担する所得割額を合計し、個人単位で計算されます。

$$\text{保険料年額} = \text{均等割額 (年額46,700円)} + \text{所得割額 (総所得金額-33万円) \times 8.62\%}$$

平成21年度は、従来の保険料軽減措置(均等割の7割、5割または2割軽減措置)に加え、新たに均等割の8.5割と9割の軽減措置が設けられます。「保険料額決定通知書」に軽減額等が記載されていますので、ご確認ください。

- | | |
|--|--|
| <p>① 世帯内の「後期高齢者医療保険の加入者全員」と「世帯主」の所得金額の合計額が33万円以下の人</p> <p>↓</p> <p>本来は7割軽減ですが、平成21年度は均等割が8.5割軽減となります。</p> | <p>③ 後期高齢者医療制度に加入する直前は、ご家族が勤めている会社などの健康保険の扶養になられていた人(国民健康保険は該当しません)</p> <p>↓</p> <p>平成21年度は均等割が9割軽減となります。</p> |
| <p>② ①の人のうち、世帯内の「後期高齢者医療保険の加入者全員」が、年金収入80万円以下で他の所得がない世帯の人(給与収入等がある場合でも、控除後の所得が0円の場合です。)</p> <p>↓</p> <p>平成21年度から均等割が9割軽減となります。</p> | <p>④ 年金収入が153万円以上211万円以下の人(給与収入等がある場合でも、控除後の所得が91万円以下の場合対象となります。)</p> <p>↓</p> <p>平成20年度と同様に所得割が5割軽減となります。</p> |

保険料の支払い

通常は年金天引き(特別徴収)ですが、申し込みにより口座振替(普通徴収)に変更できます。

※ただし、年金の受給額が年額18万円以下の人、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計金額が年金受給額の半分以上を超える人は、自動的に普通徴収となります。

口座振替の申し込み

- 提出するもの** 保険料納付方法変更申出書、口座振替依頼書 各1部
※①振替口座の預金通帳、②通帳の届け印、③後期高齢者医療被保険者証をお持ちください。
- 申し込み先** 西合志庁舎高齢者支援課、合志庁舎市民課、須屋支所、泉ヶ丘支所

口座振替への変更にもう注意点

- (1) 世帯主または配偶者の口座からの振替に変更した場合、その社会保険料控除は口座振替により支払った人(口座名義人)に適用されます。これにより、世帯全体の所得税額や住民税額が少なくなる場合があります。
- (2) これまでの納付状況等から、口座振替への変更が認められない場合があります。



●問い合わせ先
健康づくり推進課
国保年金班(西合志庁舎)
☎(242)1183

国民健康保険限度額適用認定証の交付を受けている人は、入院の場合、医療機関の窓口で保険証と認定証を提示することによって、本人の負担する一部負担金が高額療養費の限度額までの支払いとなります。

現在お持ちの限度額認定証は、7月31日で有効期限が切れます。更新手続きのお知らせを7月中旬に郵送しますので、手続きをお願いします。

また、高齢受給者証については7月中旬に対象者全員に郵送しますので、手続きは不要です。

国保年金

国民健康保険限度額適用認定証と高齢受給者証の更新のお知らせ